

平成 30 事業年度

監事の監査報告書

監事監査報告書

私たち監事は、独立行政法人通則法(以下「通則法」という。)第19条第4項及び第38条第2項の規定に基づき、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(以下「機構」という。)の2018事業年度(2018年4月1日から2019年3月31日)の業務、事業報告書、財務諸表(貸借対照表、損益計算書、損失の処理に関する書類(案)、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書)及び決算報告書等の監査を実施しました。

その監査の方法と結果について、下記のとおり報告します。

2019年6月25日

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

監事 三宅 正純 ㊞

監事 小林 洋子 ㊞

記

I 監査の結果

1. 業務監査の結果

- (1) 機構の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、第4期中長期目標及び中長期計画の初年度として、着実な目標達成に向け効果的かつ効率的に事業が運営されているものと認めます。また、2018年度のほぼ全ての事業が計画どおり完了し顕著な成果を上げたことは、JAXAの技術力への信頼性をさらに高めました。
- (2) 内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は、相当であると認めます。また、内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められません。
- (3) 役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められませんでした。元理事収賄事案を契機として、内部規定の厳正な運用のための改善が行われる等、今後も継続的なコンプライアンスの確保が徹底されるものと期待します。

2. 会計監査の結果

- (1) 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 財務諸表及び決算報告書は、必要な事項を正しく示していると認めます。

3. 事業報告書についての意見

- (1) 事業報告書は、法令に従い、機構の状況を正しく示していると認めます。

II 監査の方法及びその内容

監事は、「平成 30 年度監事監査計画」に基づき、機構がその業務を、関係法規、業務方法書、中期目標、中期計画、年度計画、内部規程等に基づき適正に運営しているか(通則法第 19 条)、また、財務諸表等が適正であるか(通則法第 38 条)について、次の通り、監査を行いました。

1. 監査の進め方

ア 監事は、理事長と監事の間の了解に基づき、機構の協力を得て、次の監査活動を行いました。

- ・ 機構の事業運営に関する事項について資料の提出又は説明を求めること。
- ・ 会計に係わる事項について帳簿、書類等の提出を求め、これを検査すること。
- ・ 機構の事業運営及び財産の状況等について実地に調査し、説明を求めるここと。
- ・ 理事会議その他重要な会議に出席し、意見を述べること。
- ・ 機構の重要な意思決定に係わる文書等について、回付するように求めること。

イ 監事は、理事長、副理事長と、原則として四半期毎に、定期的会合をもち、機構の運営方針、課題等を確認するとともに、監査結果について意見交換を行いました。

また、監事は、監査の結果、是正又は改善を必要とする事項があると認めるときは、随時に、理事長に意見を述べるとともに是正等の措置を求め、その措置結果について報告を受けることとしております。

2018 年度においては、是正又は改善を必要とする事項は有りませんでしたが、監事が指摘した懸念事項については理事長の指示のもとに該当部門への調査及び改善措置が行われました。

ウ 監事は、「監査役監査基準」及び「監事監査指針」を参考しながら、機構の業務運営のリスク評価に基づき、「平成 30 年度監事監査計画」を策定し、監査対象及び方法を選定して、監査を行いました。

エ 監事は、上記アからウまでの監査によって、機構の業務運営の適正さや財務諸表等の適正さを判断するに必要な情報を得た、と判断しています。

2. 2018 年度の監査活動

監事は、下記に述べる監査活動を行いました。

(1) 重点監査

監事は、社会状況、機構の運営状況などをもとに、毎年度、重点監査事項を定めて監査を行っており、2018 年度は、「内部管理業務再構築」及び「プロジェクト業務改革推進の状況(2017 年度から継続)」としました。

ア 内部管理業務再構築

機構においては、技術者や研究者がより専門性の高い業務にシフトできるよう、管理業務の見直しを全社的に推進しています。その一環として、機構内の横断的な内部管理業務再構築チームを設置し、専門性を不要とする業務を社外のシェアードサービスに移管する方向で検討が行われています。

特に総務系業務については、合理化できる業務の識別等の検討が進み、2019 年4月より、全社的なパイロット運用試行が開始されています。また、各部・部門においても、それぞれにアウトソーシングによる業務の合理化の取り組みが行われており、課題を識別し全社的な検討に積極的に参加していることを確認しました。従って、パイロット運用試行結果や各部・部門における課題解決の具体化により、本格的な業務合理化に向け着実に検討が進められることが期待できると考えます。

一方で、アウトソーシングに係る労務管理上の問題として、偽装請負や請負業者側の労務管理違反が発生しないよう、適切な運用の徹底が重要であると考えます。

イ プロジェクト業務改革推進の状況

プロジェクト進捗報告、経営審査、理事、理事補佐、CE室との意見交換等を通じて、以下の通り、本改革は着実に浸透しつつあると評価しています。具体的には以下のとおりです。

- 「プロジェクト業務改革に関するワークショップ(平成30年9月7日開催)」等の活動を継続的に行い、職員の理解増進に努めている。
- 個々の宇宙システムの開発業務において、プロジェクト化前にリスク軽減のための技術検討が確実に実施され、プロジェクトマネージャを中心 に企業との責任関係を明確にした「調達マネジメント計画」を制定する等、改革内容が確実に実行されている。
- 統括チーフエンジニア、信頼性統括を中心に、独立的にプロジェクトを評価する体制が機能し、経営審査における判断に必要な提言を確実に行っている。

プリプロジェクトの段階で、適切なプロジェクトマネージャの専任体制が確保できるかが重要であると各経営審査会でも指摘されているところであり、今後、若手職員や企業に対して継続的な理解増進のための活動を行い、適切な人材育成を計画的に行っていくことが重要であると考えます。

(2) 経常監査

ア 監事は、理事会議をはじめ、プロジェクト進捗報告会、事業進捗報告会、人材育成委員会、安全審査委員会、環境経営推進会議などの重要会議に出席し、業務の状況や課題が経営層に的確に報告され対処されているか、法令等に基づき問題が無いか、理事長の意思決定が合理的になされているか、を確認しました。

また、監事は、機構が通則法第19条第6項で定める書類を主務大臣に提出しようとするときには、当該書類の調査を行いました(2018年度は、H-IIAロケット受託打上げに係る特約の認可申請など14件)。

さらに、役職員等から内部統制システムの構築及び運用の状況について定期的に報告を受けるとともに、コンプライアンス事案に係る委員会等に出席し、機構全体のリスクマネジメントのPDCAサイクルが有効に機能しているか、コンプライアンス違反防止体制が必要十分に整備されているか、経営方針が機構組織の末端まで伝達され咀嚼されているか、顕在化したコンプライアンス事案への再発防止等の対策が適切に行われているか、などに留意して監視・検証しました。

イ 監事は、機構の業務の状況は事業報告書に正しく示されているか、時宜に応じて情報が公表され、機構の説明責任が果たされているかについて、理事会議その他重要な会議や理事長が行う内部評価に陪席し、あるいは、機構の業務運営における監査において、問題が無いことを確認しました。

ウ 監事は、主要な事業所(筑波宇宙センター、相模原キャンパス、調布航空宇宙センター、種子島宇宙センター、角田宇宙センター)について往査を行い、当該事業所における事業が適切に行われているか、事業所としての運営及び管理、地元との連絡調整などに問題は無いかなどを、関係職員との対話、書類閲覧、施設設備の実地調査等により確認しました。また、その他の事業所については、沖縄宇宙通信所及び名古屋空港飛行研究拠点の往査を行いました。

また、主要な組織(有人宇宙技術部門、研究開発部門、財務部、周波数管理室、広報部、人事部)について、事業の実施状況、管理状況などを、関係職員との対話、書類閲覧、施設設備の実地調査により確認しました。

(3) 契約の適正性についての監査

ア 監事は、四半期に一回開催される契約監視委員会に委員として出席し、調達等合理化計画の点検を行うとともに、サンプリングによる個別契約の審議を行い、随意契約の適正化及び一者応札比率の改善に向けた取り組みの進捗状況を確認しました。

イ 監事は、5億円超の契約伝票(支出契約327件797億円及び収入契約32件103億円)の回付を受け、必要な場合は質問をし、問題があれば改善を要請しました。

ウ 監事は、随意契約、参加者確認公募の適正性などを審査している契約審査委員会(開催43回、案件数2,805件)の報告を受け、必要な場合は質問をし、問題があれば改善を要請しました。

(4) 財務諸表等の監査

ア 監事は、財務部と定期的にミーティングを行い、財務会計システムの運用状況等の確認を行い、決算に向けた会計上の課題について意見交換を行いました。

イ 監事は、毎月合計残高試算表等の報告を受け、主な勘定科目の増減理由などについて説明を聴取しました。

ウ 監事は、2018年度の財務諸表及び決算報告書の提示を受け、会計基準の改正への対応などについて説明を聴取し、財務諸表等が必要な事項を正しく表示しているかどうか確認を行いました。

(5) 会計監査人との連携

ア 監事は、会計監査人が独立の立場を保持し、適切な会計監査を行うために必要な品質管理の基準を遵守しているかどうか、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

イ 監事は、会計監査人から、2018年度の会計監査計画の説明を受けるとともに、2018年度の会計監査における留意点について意見交換を行うなど、会計監査人との連携に努めました。

ウ 監事は、会計監査人から、監査報告書の写しの提出並びに実施した監査及びその結果の報告を受け、監査報告の内容が適切であることを確認しました。

(6) 内部監査部門・業績評価部門との連携

監事は、評価・監査部と、定期的にミーティングを行い、内部監査の状況及び結果並びに業績評価の状況及び結果を把握しました。

また、監事補佐を担当する監事室とは密に連絡を取り合い、監事監査の状況及び結果について情報共有を図りました。

(7) その他

監事は、会計検査院が主催する決算検査報告説明会や独立行政法人・特殊法人等監事連絡会に出席したほか、他の国立研究開発法人の監事と情報交換を行いました。また、日本監査役協会や監査法人が行うセミナーに出席し、独立行政法人通則法の改正に伴う監事監査実施上の留意点などの監査手法の習得に努め、監査へ反映しました。

Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

過去の閣議決定において定められた監査事項については、監事は、上記の監査活動の中で監査を行いました。

その結果、2018年度における、給与水準の状況、随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、理事長の報酬水準の状況及び保有資産の見直しについての機構の取組みは、妥当であると認めます。

以上

平成 30 事業年度

独立監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

令和元年 6 月 14 日

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

理事長 山川宏 殿

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 澤田修一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山崎聰一郎

<財務諸表監査>

当監査法人は、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第 39 条の規定に基づき、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの平成 30 事業年度の損失の処理に関する書類（案）を除く財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）について監査を行った。

財務諸表に対する国立研究開発法人の長の責任

国立研究開発法人の長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して財務諸表（損失の処理に関する書類（案）を除く。以下同じ。）を作成し適正に表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽の表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために国立研究開発法人の長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に準拠して監査を行った。この監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。監査は、国立研究開発法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画される。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正及び誤謬並びに違法行為による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、国立研究開発法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに国立研究開発法人の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす国立研究開発法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表の重要な虚偽の表示の要因となる国立研究開発法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<損失の処理に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告>

当監査法人は、通則法第39条の規定に基づき、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの平成30事業年度の損失の処理に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。

損失の処理に関する書類（案）、事業報告書及び決算報告書に対する国立研究開発法人の長の責任

国立研究開発法人の長の責任は、法令に適合した損失の処理に関する書類（案）を作成すること、財政状態及び運営状況を正しく示す事業報告書を作成すること並びに予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、損失の処理に関する書類（案）が法令に適合して作成されているか、事業報告書（会計に関する部分に限る。）が、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の財政状態及び運営状況を正しく示しているか並びに決算報告書が予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示しているかについて、独立の立場から報告することにある。

損失の処理に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告

当監査法人の報告は次のとおりである。

- (1) 損失の処理に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (2) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）は、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の財政状態及び運営状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 決算報告書は、国立研究開発法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示しているものと認める。

利害関係

国立研究開発法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上